

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書類一覧 (法人用)

提出書類		様式等	新規更新	変更
1	産業廃棄物処分業許可申請書 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	省令様式第八号 省令様式第十四号	○	
	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	省令様式第十号 省令様式第十六号		○
2	事業計画の概要を記載した書類	様式第七号の1～5	○	※1
3	処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	様式第十一号	○	※1
処理施設 (※1 変更の場合は変更する施設のみ)				
4	処理施設の付近の見取図 (場内の平面図に全ての処理施設の位置を示した図面)		○	○
5	設計計算書 (4と結び付くように名称や番号等を付け、一日の処理能力の計算書を添付)		○	※1
6	処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図		○	※1
7	処理施設の維持管理上の基準及び技術上の基準を示した書類 ※2 設置許可外施設のみ添付		※2	※1, 2
8	振動、騒音等の環境影響調査の書類 ※2 設置許可外施設のみ添付		※2	※1, 2
9	処理施設の写真		○	※1
10	特別管理産業廃棄物の性状分析を行う設備の概要 ※3 特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く)の場合のみ添付		※3	※1, 3
11	特別管理産業廃棄物の性状分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類 ※3 特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く)の場合のみ添付		※3	※3
保管施設 (※1 変更の場合は変更する施設のみ)				
12	保管施設の付近の見取図 (場内の平面図に全ての保管施設の位置を示した図面)		○	※1
13	保管施設の概要書 (12と結び付くように名称や番号等を付け、処理前と処理後に分けて記入)		○	※1
14	保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図		○	※1
15	保管施設の写真 (保管施設の掲示板及び廃棄物の種類ごとの表示など)		○	※1
16	施設の所有権又は使用権原を証する書類 処理施設：売買契約書、納品書、固定資産台帳の写しなど 事業場：土地の登記事項証明書 (借用の場合は、賃貸契約書の写しなど)	法務局で取得 (登記事項証明書)	○	※1
17	公図の写し ※4 複数の地番に分かれる場合のみ添付	法務局で取得	※4	※4
18	用途地域を示す書類 ※2 設置許可外施設のみ添付		※2	※2
19	事業所の所在地の地図(主要道路や目的となる建物を明記)		○	○
20	定款(寄附行為)の写し (申請時において有効な定款である旨の申立てを記載すること)		○	○

(裏面に続く)

	提出書類	様式等	新規更新	変更
21	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・申請者 ・出資比率5%以上の出資会社（現在事項全部証明書でも可）	法務局で取得	○	○
22	本籍記載の住民票（マイナンバー（個人番号）が未記載のもの） ・役員（監査役含む） ・出資比率5%以上の出資者 ・政令使用人	市(区)役所で取得	○	○
23	精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証するもの ①成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ②医師の診断書等 ※5 登記されていないことの証明書が提出できない場合のみ添付 ・役員（監査役含む） ・出資比率5%以上の出資者 ・政令使用人	法務局で取得 （登記事項証明書）	○	○
24	誓約書（日付は申請日です。空白とし受付後記載してください）		○	○
25	講習会修了証の写し（処分課程）	講習会修了証の写し	○	○
26	委任状・職位証明書・会社組織図 ※6 役員の代わりに講習会を受けた者がいる場合のみ添付		※6	※6
27	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	様式第十二号	○	○
28	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表（直近3年分）		○	○
29	法人税の納税証明書（納税証明書「その1」）（直近3年分）	税務署で取得	○	○
30	事業改善計画書 ※7 3期連続で赤字決算又は現在債務超過している場合のみ添付		※7	※7
31	許可証の写し （更新前の許可証、市外処分先の許可証、先行許可証など）		○	○

留意事項

※1 変更がない場合は、添付を省略することができます。

※2 設置許可外施設のみ添付が必要です。

※3 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く）の場合のみ添付が必要です。

※4 複数の地番に分かれる場合は、公図の写しを添付してください。

※5 登記されていないことの証明書が提出できない場合は、添付が必要です。

※6 役員の代わりに講習会を受けた者がいる場合は、添付が必要です。

※7 3期連続で赤字決算又は現在債務超過している場合は、添付が必要です。

※ 官公庁証明書類については、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※ 同日に複数の申請をする場合は、官公庁証明書類はいずれかに原本を添付し、残りは写しの添付で可。

【許可申請手数料】

産業廃棄物処分業 新規 100,000円 更新 94,000円 変更 92,000円

特別管理産業廃棄物処分業 新規 100,000円 更新 95,000円 変更 95,000円

【提出部数】 2部（1部は原本、1部は複写可）

【提出先】 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

電話093-582-2177

※申請時は必ず電話で予約をしてください。